

奈良県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区 間	区域変更の前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	前				
	A	B			
吉野郡十津川村高津四 四番一先から 吉野郡十津川村高津四 ○番七先まで	四・四	九・七	一五・〇	三三九・〇	高津小橋 L 四八・〇m
	一五・〇	二五・〇			

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十一年七月七日